

三重労働局発表
平成20年5月30日

担 当	三重労働局 雇用均等室 室長 鈴木 里美 室長補佐 室谷 留美 電話 059-226-2318 FAX 059-228-2785
--------	---

平成20年度 次世代育成支援対策推進法に基づく 認定を県内企業2社が取得しました！

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し、当該行動計画の目標を達成したことなど一定の基準（参考1）を満たした企業は、「基準適合一般事業主」（参考2）として労働局長の認定を受けることができます。認定を受けた企業は「次世代認定マーク」（愛称：「くるみん」）を自社の商品や広告等に表示することができ、平成19年4月から申請が始まっています。

三重労働局管内では、平成20年度に入り、2社が認定を取得しました。これで県内での認定企業は4社となりました。認定企業名及び取組内容等は以下のとおりです。

平成20年度認定企業		
株式会社	第三銀行	(松阪市)
株式会社	百五銀行	(津市)

※ 平成19年度認定企業 … 株式会社三重銀行 (四日市市)
マックスバリュ中部株式会社 (松阪市)

認定を取得した企業は、
次世代認定マーク：愛称「くるみん」を
利用することができます。



取組内容の概要

1. 株式会社 第三銀行

◆ 行動計画取組の内容 ◆

- ☆ 出産・育児を行う職員に対する相談窓口として、「女性相談ホットライン」を設置。また、育児休業取得予定者に対し「休暇手続きや休暇中の相談体制等」についての面談を実施。
- ★ 育児休業後の職員をスムーズに職場復帰させるための教育プログラムとして、「子育て応援プログラム」を実施。

＜主な内容＞ 通信教育・検定試験の案内や行内誌の送付、自宅パソコンでの業務学習ツールの貸出、職場復帰後の支店内研修など。
- ☆ 「結婚・出産・育児・配偶者の転勤・介護」などの理由により退職した職員を登録して再雇用する「ジョブリターン制度」を導入。

2. 株式会社 百五銀行

◆ 行動計画取組の内容 ◆

- ☆ 育児休業等に関する規定の周知徹底のため、育児休業取得予定者へ「処遇条件通知書」の交付、育児休業制度等の社内報への掲載を実施。
- ★ 男性の育児休業取得促進のための措置として、子育ての大切さ等を社内報に掲載。また、配偶者出産支援休暇の創設や取得期間が2週間以内である場合の育児休業は有給とした。
- ☆ 育児休業取得者の職業能力の開発及び向上のための情報提供として、社内報の送付、「育児休業取得者ミーティング」を開催。
- ★ 育児休業復帰時の勤務地エリア、及び保育所等送迎のための自動車通勤の希望を調査し、保育所等の送迎が必要である従業員に対し自動車通勤を認める。
- ☆ 育児時間や子の看護休暇の制度を法で定める水準以上に改定。

● 認定とは・・・

(参考1)

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、事業主は、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定し、当該計画を実施し、計画に定めた目標を達成したことなど一定の要件を満たす場合には、申請を行うことにより、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けるためには、以下の認定基準を全て満たす必要があります。

認定基準 1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
認定基準 2	行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
認定基準 3	策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
認定基準 4・5	計画期間内に、男性の育児休業取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上であること
認定基準 6	3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること
認定基準 7	次の①から③のいずれかを実施していること ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
認定基準 8	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

● 「基準適合一般事業主」の認定を受けると・・・

(参考2)

認定を受けた事業主は、その旨を示す表示（次世代認定マーク：愛称「くるみん」）を広告、商品などにつけることができるようになり、認定を受けた企業であることを対外的に示すことができます。

表示をつけることにより、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知されることになり、企業等に雇用される従業員のモラルの向上や、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の定着などが期待されます。



次世代認定マーク：愛称【くるみん】

【次世代認定マークを使用できるものについて】

以下のものに、次世代認定マークを使用することができます。

- ① 商品またはサービス※
- ② 商品、サービスまたは事業主の広告
- ③ 商品又はサービスの取引に用いる書類又は通信
- ④ 事業主の営業所、事業所その他事業場
- ⑤ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

※サービスに表示するとは、例えば、サービス提供時に着用する制服に表示したり、サービスを提供する車両等に表示すること等です。

